

本部議題検討のための委員会の編成と参加希望者募集のご案内

2010年度のAIPPI国際総会が2010年10月3日～6日の間、パリ（フランス）において開催されます。このパリ国際総会において下記の議題が討議されることになりました。日本部会としては会員有志による議題検討委員会を編成して、日本部会としての意見をとりまとめたいと考えます。会員各位の積極的なご参加をお待ちしております。なお、この国際総会で討議される本部議題の概要につきましては下記をご覧ください。（ワーキングガイドラインの入手をご希望の方は事務局までご連絡下さい。）

参加を希望されます方は、添付の申込書に記載の上、平成21年12月25日（金）（必着）までに事務局までお申込み下さい。

記

議 題

- (1) Q204P 知的財産権の侵害幫助責任—特許侵害の一部の側面
(Liability for contributory infringement of IPRs—certain aspects of patent infringement)
- (2) Q213 特許法における有効性及び侵害に係る進歩性要件との関連で当業者が果たす役割
(The role of the skilled person in the context of the inventive step requirement regarding validity and infringement in patent law)
- (3) Q214 商標の希釈化からの保護
(Protection against the dilution of a trademark)
- (4) Q215 知的財産権及び不正競争防止法による営業秘密の保護
(Protection of Trade Secrets through IPR and Unfair Competition Law)
- (5) Q216 ハイテク・デジタル部門における著作権保護の例外及び著作権のある著作物の許容される使用
(Exceptions to copyright protection and the permitted uses of copyright works in the hi-tech and digital sectors)

(注1) 1つの委員会は、6～8名程度で編成したいと考えております。お申込み人数によっては、ご希望に添い得ないことがありますので、予めご了承下さい。

(注2) 各委員会は、1月～3月の間に、数回の開催が予定されます。

以上

パリ国際総会で討議される本部議題の概要

Q204P 知的財産権の侵害幫助責任－特許侵害の一部の側面

(Liability for contributory infringement of IPRs – certain aspects of patent infringement)

Q204P では、2008 年のボストン決議に盛り込まれた検討を継続する。作業委員会及び総会の第一次会合及び討論において作成された各国の報告書からは、議題の範囲が非常に広いために困難が生じたことが判明した。本パリ委員会の課題は、今やボストン決議により十分に取り上げられなかったいくつかの重要な側面に限定されている。まず、取り上げる知的財産権の種類を限定した。特に実務上の見地から、侵害幫助との関連で最も関わりのある知的財産権は、特許であると考えられる。議論の結果、他の知的財産権はこのトピックについては関連性が低いと判断された。

また、ボストン決議の勧告に従って、検討では主に侵害幫助の 3 つの側面を取り上げる。第一に、いかなる条件の下で、いかなる行為が侵害幫助を確立し得るかについて論じる。第二及び第三の側面は、密接に関わっており、侵害を幫助する行為が別の国で生じる状況に関わっている。具体的な行為については、その行為が当該の国又はさらなる行為が行われた別の国のいずれかにおいて、侵害行為を構成するかどうか、またいかなる状況の下で構成するのかを判断すべきである。一つの問題点となるのは、そうした場合に適用される法律である。ただし、この点は、領域性 (territoriality) のために主に個別の知的財産権別に判断される。これと直接関連する問題は、侵害幫助の行為及び意図された侵害を構成する実施が同じ法域において行われていなければならないとするかどうかというものである。

このように範囲を限定することによって、Q204 の侵害幫助の問題に関する検討が完成するはずである。論じられたその他の問題は、決議採択のための共通の立場を形成するには異論があり過ぎると考えられる。ただし、こうした問題についても探求することは学術的見地からは有意義であることは確かだろう。

Q213 特許法における有効性及び侵害に係る進歩性要件との関連で当業者が果たす役割

(The role of the skilled person in the context of the inventive step requirement regarding validity and infringement in patent law)

特許性を判断するための進歩性の基準は、多様なレベルで注目を集めるようになってきている。特許についての批判が増加し、特許付与のハードルが低すぎることも時にはあると言われているために、特に進歩性の基準が脚光を浴びるようになった。欧州特許庁が表明した「特許の質の向上 (rising the bar)」は、進歩性の基準を再び取り上げる必要があることを示すと考えられる最近の意見の一例にすぎない。

AIPPI は、このトピックを取り上げ、最新の動向についての調査を開始している。進歩性基準についての議論は、当業者 (skilled person) (a man skilled in the art とも言う) やその知識や技能を評価基準とすることから始めなければならないだろう。

この際に重視されるべき点は、特許の付与手続又は無効手続における役割である。当業者が役割を担うその他の状況というのは、付与された権利の侵害に関わる場合である。特にクレームの解釈や均等論の適用においても、やはり当業者が決定的な因子となる。その点では、侵害と有効性は常に相互に関連がある。作業ガイドラインは、こうした問題にも触れている。

Q214 商標の希釈化からの保護

(Protection against the dilution of a trademark)

この議題では、商標権者に対して与えられる保有標章の希釈化からの保護に注目する。商標の希釈化は、混同の可能性の存在・不存在を問わず、(多くの場合に、有名な)標章の商品やサービスを特定・区別する機能を弱めることと一般に定義される。希釈化は、結局は、商標の識別性を全面的に喪失させることになる。希釈化防止の規定の目的は、この希釈化がもたらす帰結から、標章に固有の「販売力」を保護することにある。周知商標の販売力は、特定の商品又はサービスの取引上の出所を保証する標章の能力を超えており、具体的な事例の多様な要因に基づいた明確な特徴である。

Q214 では最初に、様々な各国・地域部会の法域における希釈化からの保護の条件に目を向ける。これには、希釈化からの保護のための適格性基準を含む。特に関連する公衆の間で商標が一定の認知度に達していなければならないのかどうか、またそれはどの程度の認知度であるのか、さらにそれは有名であったり、何らかの名声を獲得していなければならないのかについて調査する。また、識別性など、さらなる条件について検討していく。

またこの議題では、希釈化の場合に利用可能な救済措置や、立証責任、仮差止めによる救済措置など、いくつかの手段面についても取り扱っている。

Q215 知的財産権及び不正競争防止法による営業秘密の保護

(Protection of Trade Secrets through IPR and Unfair Competition Law)

投資や人々が自由に国境を越えることから、営業秘密の保護は、国際的な問題となりつつある。国際的な技術移転や投資を奨励するため、営業秘密の保護の国際標準が確立される必要がある。パリ条約は一般に不正競争から有効に保護することのみを求めており(第10条2)、営業秘密に明示に言及していない。知的所有権の貿易的側面に関する協定(TRIPS協定)でさえも、第39条に「開示されていない情報」を定義してはいるが、単に加盟国に対し、当該情報の望まない開示、獲得、使用を「防止する可能性」を提供することを義務づけているだけである。

Q215 では、各国の法域における営業秘密の保護についての現状を見直し、それらの有効な保護に向けて国際標準又はガイドラインを確立することを試みる。このために、AIPPIは、営業秘密について、その定義、根拠法、救済措置、有効な保護のための訴訟ツール(裁判所による保護の命令など)という点から調査したい。またこれに関連して、各法域における非競争又は非開示契約やそれらの実施状況、そして有効性について調査する。

Q216 ハイテク・デジタル部門における著作権保護の例外及び著作権のある著作物の許容される使用

(Exceptions to copyright protection and the permitted uses of copyright works in the hi-tech and digital sectors)

この議題では、特にハイテク・デジタル部門(インターネット、データベース、検索エンジン、オンライン・ソーシャルネットワーキングサイト、ファイル共有、デジタル音楽産業を含む)に焦点をおい

て、著作権保護の一定の例外と、著作権のある著作物の許容される使用について検討する。ブエノスアイレスにおける準備作業及び予備会合の間に、このトピックは1年で取り上げるには範囲が広すぎるということが明らかになった。このためプログラム委員会（Programme Committee）に従って、この作業を分割し、パリ総会での検討は最初の課題群のみとするよう限定することを決定した。次に、2年サイクルでこのトピック全体を取り上げることができるように、執行委員会に対し、2011年のハイデラバッドの会合で第二の課題群について検討を継続するよう提案する。

第一ラウンドでは、Q216でインターネットサービスプロバイダ（ISP）の状況、デジタル化とフォーマットの変更の問題、著作権者不明著作物、公正取引と公正使用の問題について検討することを意図する。

この議題の中心となるのは、保護適格性の問題からではなく、著作権のある著作物が使用される場合に利用し得る多様な抗弁からもたらされる著作権保護の一部の例外である。各国・地域部会には、許容される使用、私的使用、公正使用・公正取引の概念に基づき著作権保護からの該当する例外や抗弁について検討することが求められる。この議題の範囲で行われる作業では、欧州デジタル著作権指令（European Digital Copyright Directive）など、各国・国際法規の規定する例外についても分析する。その中でも特に、部会では、こうした例外が近代的な通信形式にいかに関適用されるのか、またいかなる範囲で適用されるのかについて検討することになるだろう。

またこの議題の範囲では、音声録音物、映画、放送その他の著作物の複製及びフォーマットの変更を許容する「デジタル化」の例外など、重要な問題に関する討論も考慮に入れる。検索エンジン、You Tube、Google Book Searchのようなプラットフォームやデジタル時代のその他の事象についても取り扱う。ライブラリやアーカイブのための公正取引権の範囲及び教育・研究目的での著作物の普及についても同様に取り上げる。この際には、技術的事項も法的問題も含めて検討する。

平成 年 月 日

(社) 日本国際知的財産保護協会 (議題委員会担当) 行
(FAX : 03-3591-1510)

AIPPI 議題委員会参加申込書

参加者氏名 : (和文) _____ (英文) _____

勤務先 : (和文) _____

_____ (英文) _____

部署名 : _____ 役職・肩書 : _____

住所 : 〒 _____

TEL : _____ FAX : _____

e-mail :

参加ご希望委員会 第一希望 : Q _____ 第二希望 : Q _____